

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8114  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 「困ったら民商へ相談」と広げよう！

### 小幡駅前で「戦争するな」「憲法守れ」

4月12日（日）午前10時30分から、北部民商統一行動として守山区の小幡駅前「平和でこそ商売繁盛」「憲法改悪反対」のアピールを行いました。宮内会長はじめ役員や事務局7人と、地元の平和委員会の方と北法律事務所の熊谷さんも参加。「今、ホルムズ海峡封鎖の影響で、製造業や建設業の仕事が止まっています」「高市首相が、戦争をやめてとアメリカに言うように、私たち国民が声をあげましょう」「自衛隊員をホルムズ海峡に送るな」と呼びかけました。最後に「困ったら民商へ相談を」と宣伝。また、日本国憲法前文を読み上げ、「戦争するな～」「憲法守れ～」とドラムのリズムと一緒にコール。人通りは多くありませんでしたが、車から手を振ってくれたり、大きくなづいてくれたりと嬉しい反応が……。今回、宣伝行動に初めて参加した会員は、「楽



### 「4月からの道交法改正」 弁護士 坂輪萌子

（名古屋北法律事務所）

2026年4月から、道路交通法が大幅に改正され、自転車を運転する人に対する交通規制が強化されます。今回の改正の中心となるのは、自転車にも「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」を適用することです。青切符制度の対象となるのは、16歳以上の自転車利用者で、信号無視や通行区分違反（歩道走行・車線右側通行等）、携帯電話使用運転など、約110種類超の違反行為が含まれます。違反ごとに反則金額が設定され、例えば信号無視や逆走は6000円、スマートフォンを操作しながらの走行は最大1万2000円、横並び運転や二人乗りには3000円程度の反則金が科されることとなります。違反者は反則金を納付することで刑事処分を免れる仕組みです。

この改正の背景には、自転車を含む交通事故が多発している現状があります。自転車は軽車両として道路交通法の適用対象でありながら、これまで罰則が軽く、ルール違反が事故の要因となるケースが続いてきました。特に携帯電話使用や歩行者妨害といった安全意識の低い行為が指摘されており、法改正により自転車利用者自身の安全意識向上と、歩行者や自動車との円滑な共存を目指す狙いがあります。一方で、自転車専用レーンが十分整備されていない地域も多く、規制強化には走行環境の改善が伴うべきだとの意見もあります。今回の改正は「知ら

### シンナーが手に入らない！

～お隣の東部民商役員

から救いの手～

「提灯を貼る糊を作るのに必要なシンナーが手に入らない」と提灯製造業の内藤さんから民商にSOSが。「知人から何とか1缶確保したが、このままでは1週間で仕事が止まってしまう」との話。緊急に塗装業の会員に電話したり、役員に聞いたりしましたが、塗装業の会員も、「うちも在庫がなくて、注文しても1か月後かもしれないと言われて遊んでいる」と。

東部民商会長・県連副会長の杉本さんが、「在庫で使えるものがあるから、持って行ってあげるよ」と救いの手。一斗缶を2つ届けてくれ、SOSから1日で解決できました。とはいっても、当面しのげたにすぎません。防水業の若手の会員からは「シーリングの材料がない」「何か補助とかありませんか」と電話が…。このままで

